



【児童虐待の種類】

- 身体的虐待
殴る・蹴る・戸外へ締め出す など
- 心理的虐待
脅迫・無視するなど
- ネグレクト
食事を与えない・治療しない など
- 性的虐待
性行為を強要するなど

虐待は誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を脅かす行為です。特に子どもは、被害を自分で周囲の人に話せず、また、自分の受けている行為が虐待であるという認識を持っていないことが多いため、子どもに関わる周囲の見守りがより重要になってきます。

なくそう！子どもへの虐待

シリーズ197

高めよう！
人権意識

心のかけ橋

困人権推進課
(☎928-1006)



児童虐待防止を呼びかけるためにオレンジリボンチームが二上りおどり大会に出場しました

子育て中の親子を見かけたときは「頑張ってるね。元気にしてる？」など地域の中で声をかけ合います。日頃のあいさつで地域とのつながりを実感し、不安やストレスが和らぐものです。相手をいたわるその一言が、子育てに悩む保護者の力になり、子どもの健やかな成長にもつながります。

虐待を防ぐためにも

虐待はさまざまなきっかけや要因となつて起こるといわれています。子どもの健やかな成長を妨げ、将来にわたつて深刻な影響を与え、時には命に関わる危険さえあります。

児童虐待の要因

- 保護者が子育ての仕方を知らない
- 子育てに自信がなく、日々の育児ストレスがたまっている
- 地域の中で孤立し、相談相手がい

ない

○病気や経済的な困窮 など

子どもの未来を守る

児童虐待の未然防止や早期発見・対応を行うには、地域みんなの協力が必要です。子どもは地域全体で温かく見守り、育てましょう。

「虐待かも？」と感じたら、早めに相談（通報）してください。あなたの連絡が子どもを守るだけでなく、保護者を支援することにもつながります。

相談は匿名でも可能です

- 子育て支援課 ☎928-1258
- 広島県東部こども家庭センター（児童相談所） ☎951-2340
※月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (24時間対応)
最寄りの児童相談所へつながります

困子育て支援課 (☎928・1258)

認め合おうみんな違ってあたりまえ